



令和3年度 第3回

東海村村長定例記者会見資料

日時：令和3年11月26日（金）

午後1時30分 から 2時30分まで

場所：東海村役場 庁舎3階 庁議室

No.	案 件 名	担当課	ページ
1	新型コロナワクチン接種について	健康増進課	1
2	第5回東海村“自分ごと化”会議の開催について	防災原子力安全課	2
3	庁舎窓口へのキャッシュレス決済の導入について	企画経営課 税務課 住民課	3
4	令和4年東海村賀詞交歓会の開催について	秘書広報課	4
5	2022東海村大人の集いの開催について	生涯学習課	5
6	令和4年消防出初式の開催について	防災原子力安全課	6
7	とうかいまるごと博物館事業について	生涯学習課	7
8	「とうかい環境フェスタ2021」の開催について	環境政策課	8
議 案 等			
9	令和3年第4回東海村議会定例会提出議案概要	総務課	9-12
10	令和3年第4回東海村議会定例会補正予算概要	企画経営課	13



新型コロナワクチン接種について

1. 1・2回目接種状況について (R3.11.22 現在)

年代	人数	1回目接種者数	2回目接種者数	1回目接種率	2回目接種率
75歳以上	5,467	5,197	5,175	95.1%	94.7%
65～74歳	4,278	4,044	4,032	94.5%	94.2%
60～64歳	1,886	1,768	1,751	93.7%	92.8%
50～59歳	5,658	5,149	5,101	91.0%	90.2%
40～49歳	5,871	5,298	5,236	90.2%	89.2%
30～39歳	4,218	3,644	3,515	86.4%	83.3%
20～29歳	3,692	3,036	2,910	82.2%	78.8%
12～19歳	3,114	2,621	2,487	84.2%	79.9%
全年代	34,184	30,757	30,207	90.0%	88.4%

※年度末時点の年齢で算出。 ※12歳は、11/22時点で満12歳の者。 ※11/22時点でVRS(ワクチン接種記録システム)への登録完了分の数値。

2. 追加接種の実施について

国から示される方針に基づき、追加接種(3回目接種)開始に向けた準備を進めています。

① 接種対象者

2回目接種完了から原則8か月以上経過した、満18歳以上の方

② 対象者数と開始時期

2回目接種完了時期	R3. 3・4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
追加接種開始時期	R3. 12月	R4. 1月	2月	3月	4月	5月	6月
対象人数	330	500	3,000	6,000	5,900	6,000	7,400
主な対象者	医療従事者等 約1,000人						
				高齢者 約10,000人			
	64歳以下 約19,000人						

③ 接種方法 村内協力医療機関での個別接種を予定。

- ④ 予約方法
- ・専用ホームページ【24時間対応】
 - ・専用コールセンター【平日のみ9:00～17:00】
 - ・仮予約申込書【FAX(24時間対応)または保健センター(平日9時～17時)で受付】
※仮予約申込書では、希望する日時は指定できません。



第5回「東海村“自分ごと化”会議」の開催について

東海村では、“原発問題”をテーマに話し合う、第5回「東海村“自分ごと化”会議」の開催を予定しています。

1 日時

令和3年12月19日(日)・午後2時～5時(時間延長の場合あり)

2 場所

「東海村産業・情報プラザ」(アイヴィル)ノ多目的ホール

那珂郡東海村舟石川駅東三丁目1番1号

3 内容(調整中, 変更の場合あり)

▶東海村“自分ごと化”会議提案書(案)について

これまで議論してきた課題と、その解決のために、住民・地域・行政・原子力事業者それぞれによる取り組みが望まれることを集約し、“提案書”の取りまとめを進めます。最終回となる今回の会議では、“提案書”(案)の説明後、これまでの議論を振り返りつつ、より良い厚みのある提案とするための内容の追加・充実・修正等に関する活発な議論・協議を予定しています。

4 取材に際しての留意事項

(1) 会議は、終始公開での開催とし、傍聴席を設けます。

(2) 取材に際しては、当日、受付名簿に報道機関名・御氏名等を記入願います(事前申し込み不要)。なお、会場都合・会議運営上、取材場所は、傍聴席周辺に限らせていただきます。

(3) 感染症対策として、受け付け時に検温と体調の確認を行います(発熱・体調不良等の症状がある場合の取材は、御遠慮ください)。なお、取材時は、マスクの着用や手洗い、小まめな消毒等への御協力をお願いします。

[お問い合わせ]

東海村 村民生活部 防災原子力安全課
〒319-1192 茨城県那珂郡東海村三丁目7番1号
TEL. 029-282-1711 (内線 1520・1524)
FAX. 029-270-4418
E-mail・bousai@vill.tokai.ibaraki.jp

庁舎窓口へのキャッシュレス決済の導入について

1 導入の背景・目的

感染症対策として、社会が「新しい生活様式」へと移行する中、行政機関等においても、非接触型キャッシュレス決済の導入など、多様な支払方法の提供等が求められています。

また、国が掲げた重点施策では、2025年6月までにキャッシュレス決済比率40.0%達成を目標としています。

そこで本村では、住民課と税務課の窓口においてキャッシュレス決済を導入し、より手軽で感染症対策にも配慮した非接触型の支払方法を提供し、利用者の利便性向上を図るとともに、職員の手数料徴収に係る業務の効率化を目指します。



2 利用できるキャッシュレス決済の種類

(1) QRコード決済	<ul style="list-style-type: none"> ・ PayPay ・ d払い ・ au Pay など ・ AirPay QR 対象のもの
(2) プリペード決済	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子マネーWAON
(3) クレジットカード決済	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種イオンカード ・ VISA ・ Mastercard など

3 今後のスケジュール

▼12月：試験運用

▼令和4年1月：運用開始予定





令和4年東海村賀詞交歓会について

東海村の飛躍発展を目指す意見交換会の場として東海村賀詞交歓会を下記の通り開催いたします。

令和3年については、新型コロナウイルス感染症の再拡大により中止となりましたが、令和4年については、新型コロナウイルス感染対策に配慮し、新しい社会活動の実現に向けてデジタル化を取り入れた開催内容といたします。

1. 発起人

東海村商工会長 佐藤 映史
東海村長 山田 修
東海村議会議長 飛田 静幸
日本原子力研究開発機構理事 大井川 宏之

2. 開催日時

令和4年1月6日(木)
午前10時～午前11時30分(予定)

3. 会場

東海村産業・情報プラザ(アイヴィル)



4. 参加者

国・県、村議員、商工業、原子力、自治会、消防団、その他団体、
行政関係委員会、医療福祉、教育文化、役場 の関係者 約200名

5. 内容

- ▶発起人代表挨拶 ▶発起人年頭の祝辞 ▶来賓挨拶
- ▶叙勲者挨拶 ▶オンライン名刺登録方法等説明・アプリの紹介
- ▶オンライン名刺交換・懇親 ※会食は実施いたしません。

6. その他

- ▶新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用、手指消毒、検温等の御協力とワクチン接種済証または2日以内の検査による陰性証明書の提示をお願いする予定です。
- ▶新型コロナウイルス感染症の状況によっては、中止となる場合がございます。



東海村成人式「2022東海村成人の集い」の開催について

1 目的

新成人が大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとすることを祝い励ますため、「2022東海村成人の集い」を举行します。

今年度も新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、できる限り安全安心な式典を举行できるよう工夫していきます。昨年度と同様に中学校区ごとの2部制とし、今年度は参加要件を設け、写真撮影を実施いたします。

2 開催日時

(1) 日 付 令和4年1月8日(土) ※雨天決行

(2) 時 間

1部(東海中学校区にお住まいの方)

2部(東海南中学校区にお住まいの方)

受付：午前8時30分～

受付：午前10時45分～

式典：午前9時00分～10時00分

式典：午前11時15分～12時15分

3 開催場所

東海文化センター(東海村船場768番地15)

4 対 象

令和3年度に20歳を迎え、以下2点のうちいずれかの条件を満たす方。

①東海村に住民登録がある方

②かつて東海村内の学校に通学していた等の由縁があり、東海村の成人式に参加希望の旨を東海村成人の集い実行委員会へ申し込まれた方

※10/22付で対象となる方へ案内状を送付し、現在参加者数を取りまとめております。

5 参加要件 以下2点のうちいずれかの条件を満たすこと。

①新型コロナウイルス感染症ワクチンを2回接種済

②未接種又は1回のみ接種の方は抗原検査等を実施し、陰性であること。

※検査に要する費用は村が助成します(条件・上限額有)。

6 その他

○開催にあたっては、例年新成人の実行委員を公募し、企画立案の段階から式典当日まで、工夫を凝らしながら実施してはりましたが、昨年度から、感染症対策のため一部お手伝い(成人の誓いや司会進行)の依頼のみとしております。

○会場への入場は参加要件が確認できた新成人に限らせていただきます。

○その他、式典の詳細等、随時村ホームページでお知らせいたします。

○感染症の状況によっては、中止や内容の変更となる場合があります。

○来年度からは「成人の集い」を「はたちの集い」として行います。



令和4年東海村消防出初式について

令和4年を迎えるにあたり、一年の無事故・災害防止と住民の安全・安心を祈願するとともに、日頃からの消防・防災関係団体の献身的な活動を労い、より一層の活動強化への決意を新たにすることを目的とし、新春恒例の消防出初式を開催します。

なお、このたびの開催に際しては、新型コロナウイルス感染症の流行・感染拡大防止の観点から、消防関係者のみの出席に限定して執り行うことを予定しています。

1 日 時

令和4年1月9日(日) 午前9時30分～(1時間30分程度)

2 会 場

東海文化センター
(那珂郡東海村大字船場768番地15)

3 主 催

東海村
東海村消防団
ひたちなか・東海広域事務組合消防本部

4 内 容(予定)

《式典の部》 午前9時30分～(東海文化センターホール内)

- 1 開式宣言
- 2 国歌斉唱
- 3 消防殉職者慰霊黙祷
- 4 式辞
- 5 表彰
- 6 祝辞
- 7 閉式宣言

《観閲の部》 午前10時40分ごろ～(東海文化センター駐車場)

- 1 観閲
- 2 閉会宣言

※荒天時は、午前9時30分からの式典のみの開催となります。



とうかいまるごと博物館 2021 メニューの決定について

とうかいまるごと博物館とは、歴史と未来の交流館を拠点に、村内全域を博物館空間と捉える考え方です。

村内各地で様々なイベントや講座等を行うことで、郷土理解の促進や郷土愛の醸成を図ります。

この度、11月から3月までの「とうかいまるごと博物館 2021 メニュー」が決定し、リーフレットが完成しました。

行政・企業・村民団体など多様な主体によって計40事業が企画されており、子どもから大人まで誰もが楽しみながら郷土理解を深めることができるよう積極的な取り組みを行っていきます。

Main menu flyer for 'とうかいまるごと博物館 2021' with various event listings and contact information.

【近日中のイベント】

- 12月3日(金)「みんなですこやかウォーキング」 場所：舟石川地区
12月4日(土)「博物館長と歩く植物観察会」 場所：舟石川地区
12月5日(日)「探鳥会」 場所：村内
1月15日(土)「古墳巡り」 場所：石神地区
1月23日(日)開館記念講演会「考古学者茂木雅博と東海村発掘調査史」
場所：歴史と未来の交流館

※メニューの詳細はお配りしているリーフレットをご覧ください。



「とうかい環境フェスタ2021」の開催について

とうかい環境村民会議では、「伝えよう 子どもたちに 水と緑 ゆたかな ふるさとを」をテーマとして、「とうかい環境フェスタ2021」を開催します。

本イベントは、村内外の事業者や団体が日ごろの環境活動を発表・発信する機会であり、来場者に対しては環境問題への理解を深めてもらう場となっております。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催を延期しておりましたが、ワクチン接種の拡大や感染者数の減少等、対コロナ状況の改善が見込めることから、開催時期を冬に移行し、感染対策を十分講じた上で開催いたします。

- 1 日 時 令和4年2月5日(土) 午前10時30分～午後3時30分頃
- 2 会 場 東海村産業・情報プラザ「アイヴィル」
(東海村舟石川駅東三丁目1番1号)
- 3 主 催 とうかい環境村民会議(運営：とうかい環境フォーラム実行委員会)
- 4 内 容 ・企業や団体による環境活動のブース展示
・ステージイベント
(中丸小学校環境学習発表、高校生会によるバルーンアート、芸人すいたんすいこうによるステージ)
・キャンドルフォトコンテスト表彰
※内容は今後変更する場合があります。



令和3年第4回東海村議会定例会提出議案概要

令和3年11月26日

議案番号	議案名	説 明
議案第63号	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例を廃止する条例の制定について	県央地域9市町村（水戸市，笠間市，ひたちなか市，那珂市，小美玉市，茨城町，大洗町，城里町及び東海村）で実施している茨城県央地域定住自立圏が，より広範な分野での取組が可能となる連携中枢都市圏へ移行するため，茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定を廃止することに伴い条例を廃止するものであります。
議案第64号	東海村農業共済条例を廃止する条例の制定について	茨城北農業共済事務組合を含む茨城県内4団体による新組合を設立することに伴い，本村の農業共済事業を同組合に移管するため，条例を廃止するものであります。
議案第65号	東海村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い，特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が書面等の作成，保存等を電磁的記録により行うことができることとするほか，所要の改正を行うため，条例の一部を改正するものであります。
議案第66号	東海村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	健康保険法施行令の一部改正に伴い，国民健康保険被保険者への出産育児一時金支給額を変更するため，条例の一部を改正するものであります。
議案第67号	令和3年度東海村一般会計補正予算（第6号）	<p>予算総額に歳入歳出それぞれ163,260千円を追加し，予算総額を19,987,414千円とするものであります。</p> <p>補正の主な内容につきましては，新型コロナウイルスワクチン追加接種の実施，いばらき量子ビーム研究センター隣接村有地の土地売払い等に伴い，必要な予算措置を講じるものであります。</p>

		<p>1 歳入</p> <p>(1) 村税 104,256千円</p> <p>(2) 分担金及び負担金 946千円</p> <p>(3) 国庫支出金 50,008千円</p> <p>(4) 県支出金 1,542千円</p> <p>(5) 財産収入 36千円</p> <p>(6) 繰入金 △3,200千円</p> <p>(7) 諸収入 9,672千円</p> <p>2 歳出</p> <p>(1) 議会費 △4,309千円</p> <p>(2) 総務費 19,213千円</p> <p>(3) 民生費 14,275千円</p> <p>(4) 衛生費 47,167千円</p> <p>(5) 農林水産業費 △948千円</p> <p>(6) 商工費 38,920千円</p> <p>(7) 土木費 480千円</p> <p>(8) 教育費 △45,793千円</p> <p>(9) 諸支出金 94,255千円</p>
議案第 68 号	令和 3 年度東海村国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	<p>予算総額に変更はなく、歳出予算額内におきまして補正するものであります。補正の内容につきましては、特別調整交付金の返還に伴い、必要な予算措置を講じるものであります。</p> <p>1 歳出</p> <p>(1) 基金積立金 △181千円</p> <p>(2) 諸支出金 181千円</p>
議案第 69 号	令和 3 年度東海村後期高齢者医療特別会計補正予	<p>予算総額に歳入歳出それぞれ 1,072千円を追加し、予算総額を 545,349千円とするものであります。</p>

	算（第2号）	<p>補正の内容につきましては、保険基盤安定納付金の確定に伴い、必要な予算措置を講じるものであります。</p> <p>1 歳入 繰入金 1,072千円</p> <p>2 歳出 後期高齢者医療広域連合納付金 1,072千円</p>
議案第70号	令和3年度東海村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	<p>（保険事業勘定）</p> <p>予算総額に歳入歳出それぞれ560千円を追加し、予算総額を2,920,574千円とするものであります。</p> <p>補正の内容につきましては、会計年度任用職員の雇用に伴い、必要な予算措置を講じるものであります。</p> <p>1 歳入 繰入金 560千円</p> <p>2 歳出 総務費 560千円</p>
議案第71号	令和3年度東海村下水道事業会計補正予算（第1号）	<p>予算総額に変更はなく、債務負担行為を設定するものであります。</p>
議案第72号	財産取得の変更について（阿漕ヶ浦公園整備事業用地）	<p>阿漕ヶ浦公園整備事業用地の取得については、令和3年第1回定例会以降、同事業用地に係る財産取得について1回の変更の議決をいただいております。この度、駐車場及びアクセス道路として用地取得が整ったため、変更するものであります。</p> <p>1 買収総面積中「5,373.22平方メートル」を「6,916.54平方メートル」に改める。</p> <p>2 買収価格中「32,610,000円」を「42,642,000円」に改める。</p>

議案第 73 号	茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について	県央地域 9 市町村で実施している茨城県央地域定住自立圏が、より広範な分野での取組が可能となる連携中枢都市圏へ移行することに伴い、茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定を廃止するものであります。
議案第 74 号	いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結について	県央地域 9 市町村によりいばらき県央地域連携中枢都市圏を形成するに当たり、総務省が定める連携中枢都市圏構想推進要綱に基づき、連携中枢都市宣言を行った水戸市との間において連携協約を締結するものであります。
議案第 75 号	茨城北農業共済事務組合の解散について	農業保険法第 9 5 条の規定により、共済事業の効率化を図るため、令和 4 年 4 月 1 日に茨城県内 4 団体による新組合を設立することに伴い、茨城北農業共済事務組合を解散するものであります。
議案第 76 号	茨城北農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について	茨城北農業共済事務組合の解散に伴い、財産を処分するものであります。

- ※ 法律関係
- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
 - ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
 - ・ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 3 年内閣府令第 53 号）
 - ・ 健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）
 - ・ 連携中枢都市圏構想推進要綱（令和 3 年 4 月 27 日総行市第 42 号）
 - ・ 農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）

令和3年第4回東海村議会定例会 補正予算案参考資料

1. 一般会計補正予算（議案第67号 令和3年度一般会計補正予算第6号）

(1) 一般会計歳入歳出予算款別総括表

(単位：千円)

歳入				歳出			
名 称	補正前	補正額	補正後	名 称	補正前	補正額	補正後
村税	11,762,425	104,256	11,866,681	議会費	201,931	△ 4,309	197,622
地方譲与税, 交付金等	1,206,434	0	1,206,434	総務費	2,904,918	19,213	2,924,131
地方交付税	2,000	0	2,000	民生費	5,986,600	14,275	6,000,875
交通安全対策特別交付金	4,810	0	4,810	衛生費	2,366,621	47,167	2,413,788
分担金及び負担金	108,388	946	109,334	農林水産業費	401,400	△ 948	400,452
使用料及び手数料	154,037	0	154,037	商工費	427,687	38,920	466,607
国庫支出金	3,657,832	50,008	3,707,840	土木費	2,497,005	480	2,497,485
県支出金	1,111,648	1,542	1,113,190	消防費	693,665	0	693,665
財産収入	36,765	36	36,801	教育費	2,632,039	△ 45,793	2,586,246
寄附金	81,001	0	81,001	災害復旧費	5	0	5
繰入金	601,685	△ 3,200	598,485	公債費	439,790	0	439,790
繰越金	661,530	0	661,530	諸支出金	1,222,493	94,255	1,316,748
諸収入	177,299	9,672	186,971	予備費	50,000	0	50,000
村債	258,300	0	258,300	合 計	19,824,154	163,260	19,987,414
合 計	19,824,154	163,260	19,987,414				

(2) 一般会計歳入予算の主な内訳

○村税【104,256千円】

- ・固定資産税 (114,000千円)
- ・都市計画税 (△9,744千円)

○国庫支出金【50,008千円】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 (21,776千円)
- ・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 (21,577千円)

(3) 一般会計歳出予算の主な内訳

- ・予防接種委託料 (21,776千円)
- ・新型コロナウイルスワクチン接種予診票等印刷代 (1,500千円)
- ・新型コロナウイルスワクチン接種券作成業務委託料 (3,190千円)
- ・コールセンター運営委託料 (11,584千円)
- ・接種管理委託料 (3,140千円)

新型コロナウイルスワクチンの追加接種の方針が示されたため増額補正する。

- ・土地購入費 (38,105千円)

いばらき量子ビーム研究センター隣接村有地の土地売払いに備えるため、土地開発基金から一般会計に買い戻すための土地購入費用を増額補正する。